

## 静岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

### 静岡労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、静岡地方最低賃金審議会委員の補欠委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「静岡地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年6月1日

静岡労働局長 國分 一行

### 記

#### 静岡地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、静岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### （1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書および履歴書を添付して提出すること。

##### （2）推薦締切期日

令和8年6月16日

##### （3）推薦書の提出先

静岡労働局労働基準部賃金室（静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎内）